



広報

川越

1/25
昭和57年
No. 543

毎月2回(10日・25日)発行

■発行所 川越市役所

■電話 川越(0492)24-8811(代)

■発行人 川越市長 川合喜一 ■編集 企画財政部企画課

市の人口

260,313人

男=131,731人

女=128,582人

世帯数

出生281 死亡 91 77,569 転入1,125

転出 880

前月比 +435人 +73世帯

1月1日現在



① 初詣客でにぎわった小仙波町1丁目の喜多院。境内の一隅に居並ぶ五百羅漢の中には、犬好きの羅漢さんがひっそりとたたずんでいる。私たちのまち、川越。古い歴史と伝統を誇る一方、人口も26万を超え、新しく変ぼうのまちでもある。昔、粹人が好んでいたという白和下駄。そんな気分で成年を歩くと、冬の日差しの移ろいに、羅漢さんのほほ笑み見つけた。



ほくらの作文

人生は、竹のようなものだ。幼稚園入園は一つの節、小学校入学で二つ目の節、そして今、三つ目の中学校入学への節まであと少しだ。だから今年は今までとは違う。ぼくにとって特別な年である。山を一つ飛び越えるようなものだ。

そのためには、とにかく強く大きな節を作りあげたい。それは、今までのよいうにんびり過ごしてはいけない。毎日の勉強に励みクラブ活動にも力を入れなければ……。

竹のように

霞南小学校 吉幸司



兄の中学時代の教科書を見るときも、いし字も小さい。小学校の教科書とは比べものにならない。それにかのクラブに入つてがんばらなければならない。ぼくは、テニスクラブに入ろうと思っている。兄や近所の中学生にくと、初めは、球拾いや柔軟体操だそうだ。クラブは、ただ厳しい練習だけでなく、上級生がラケットがない。ぼくは、テニスクラブに入らなかった。だから今年は今までとは違う。ぼくにとって特別な年である。山を一つ飛び越えるようなものだ。

そのためには、とにかく強く大きな節を作りあげたい。それは、今までのよいうにんびり過ごしてはいけない。毎日の勉強に励みクラブ活動にも力を入れなければ……。

いっぱい心をひきしめて練習を積まなければ上達しないだろう。そうして試合に勝った時は、どんなにうれしいことだろう。しかしながら、こんな厳しい生活が、一体、このぼくにできるのだろうか。そう考えるとぼくの気持ちは、不安にかられる。でも、ぼくは、

霞ヶ関遺跡で忘れてはならないもの。それは、方形周溝墓の存在です。

霞ヶ関遺跡で忘れてはならないもの。それは、方形周溝墓の存在です。それが、原始・古代の信仰は、人間や動物に関する靈感と自然現象への驚異に基づいています。それまでは、稻作を中心とした農耕時代から、生産に対する独特的の信仰と祭祀が現われてくるのです。それまでは田んぼにならない悲鳴をあげます。すたんだあげく戦争に敗れた集落が勝った集

落と併合され、ときには身の危険を感じた弱い集落は、弱いもの同士手を握り合い、大きくなつていい、というケースもあつたようです。衣食たって闘争をしてきた周溝は、いつれもわざと底をぬいた溝のことを指しています。一方は正方形の平地、その真ん中に位置する遺骸。真ん中の部分に土盛りをすれば、すぐ角型の古墳です。一辺が十八から二十㍍もあるほど正方形の平地、その真ん中に位置する遺骸。真ん中の部分に土盛りをすれば、すぐ角型の古墳です。

時代におサラバしなければなりません。方形周溝墓の存在、つまり地域の権力者の誕生、とみてさしきるところです。初期の古墳とみて間違いありません。

方形周溝墓(下小坂の登戸遺跡、昭和45年)

身障者用スロープを設置

市民会館が改装中

なお、七月中の市民会館利用申し込みは、二月一日(月)の午前九時から、同会館事務室で受け付けます。
※くわしくは、市民会館(郭町一一八一七、☎22-六七八)へお問い合わせください。

七月分の利用申し込みは
二月一日(月)から受付

新春にスタート！ 強力番組

川越市が送るテレビ広報番組「わが街川越」あなたは見てますか。

川越市が送るテレビ広報番組「わが街川越」あなたは見てますか。

「わが街川越」のカメラは、市内くまなくお邪魔して、あなたのところにも必ず伺います。市民みんなのテレビなのですから。二月も引き続き楽しい番組が盛りだくさんです。毎週火曜日は、テレビ埼玉であります。

〈毎週火曜日 PM0:00~0:10 PM6:15~6:25 38ch〉

月	日	タイトル
2月	2(火)	文化財防火訓練
	9(火)	ただ今改装中 市民会館
	16(火)	老袋の弓取式

一部変更になる場合もあります。

衣食たつて闘争を知る

落と併合され、ときには身の危険を感じた弱い集落は、弱いもの同士手を握り合い、大きくなつていい、というケースもあつたようです。衣食たつて闘争をしてきた周溝は、いつれもわざと底をぬいた溝のことを指しています。一方は正方形の平地、その真ん中に位置する遺骸。真ん中の部分に土盛りをすれば、すぐ角型の古墳です。

時代におサラバしなければなりません。方形周溝墓の存在、つまり地域の権力者の誕生、とみてさしきるところです。初期の古墳とみて間違いありません。

時代におサラバしなければなりません。方形周溝墓の存在、つまり地域の権力者の誕生、とみてさしきるところです。初期の古墳とみて間違いありません。

時代におサラバしなければなりません。方形周溝墓の存在、つまり地域の権力者の誕生、とみてさしきるところです。初期の古墳とみて間違いありません。

時代におサラバしなければなりません。方形周溝墓の存在、つまり地域の権力者の誕生、とみてさしきるところです。初期の古墳とみて間違いありません。

方形周溝墓(下小坂の登戸遺跡、昭和45年)

市議会第七回定例会から

障害に関する用語の整備条例

などを可決

昭和五十五年度決算特別委設置

川越市議会第七回定例会は、十二月二日午後一時市役所に招集されました。審議案件は、昭和五十五年度川越市一般会計歳入歳出決算など四十七件でした。

△ 障害に関する用語の整備条例を定めることについて

—原案可決—

本市条例中の障害に関する不快用語を適正な用語に改正したものです。

条 例

補正後の本市予算総額は
635億3,929万円

(一般会計・特別会計)

△ 川越市交通災害共済条例の一部を改正することについて

—原案可決—

共済会費を値上げするもので、一般一人年額三百円を三百六十円に、中学生以下同じく百五十円を二百五十円に改正されます。(昭和五十七年四月一日より実施)

△ 川越市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて

—原案可決—

一般職の職員の給与を引き上げるもので、

△ 川越市一般会計補正予算(第一号)

会計三百九十七億七千八百十三万五千円、特別会計(十会計合計)二百三十七億六千百十五万九千円、総額六百三十五億三千九百二十万四千円となりました。

△ 昭和五十六年度川越市一般会

計補正予算(第四号)

—原案可決—

歳入歳出予算の総額にそれぞれ一千三百十五万三千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ四千四百五十九万一千円としたものです。

△ 昭和五十六年度川越市下水道

計補正予算(第四号)

—原案可決—

歳入歳出予算の総額にそれぞれ一億九千七百六十八万三千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ一千三百九十三億七千七百九十八万三千円としたものです。

△ 昭和五十六年度川越市一般会

計補正予算(第五号)

—原案可決—

歳入歳出予算の総額にそれぞれ六百二十万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ一千七百八十五万円としたものです。

△ 昭和五十六年度川越市国民健

康保険事業特別会計補正予算(第二号)

—原案可決—

歳入歳出予算の総額にそれぞれ三百万円を追加し、総額を十一億一千四百五十六万円としたものです。

△ 昭和五十六年度川越市川越都

市計画川越駅東口市街地再開発

事業特別会計補正予算(第一号)

—原案可決—

歳入歳出予算の総額にそれぞれ七百五十六万円としたものです。

△ 昭和五十六年度川越市水道

事業会計補正予算(第二号)

—原案可決—

歳入歳出予算の総額をそれぞれ三百万円を追加し、総額を十六億九千四百六十万円としたものです。

△ 第四日(十二月五日)まで本会議

休会。議案研究のため。

△ 第三日(十二月四日)提出案

に対する質疑を実施した後、関係委員会にその審査を付託。昭和五十五年度川越市水道事業決算特別委員会を設置し、その審査を実施。

△ 第二日(十二月三日)本会議

二十件について提案理由の説明を実施。

△ 第一日(十二月一日)会期を二十二日間と決定。諸報告の後、

継続審査となつたいた案件につ

いて、各委員長報告がなされ、審議の結果「昭和五十四年度決算十二件」を「認定」と決定。統一して「農業委員会等に関する法律十二条第一号」を「推奨」した後、提出案

を実施。

△ 第九日(十二月十日)には、職員

の給与改定に伴う補正予算案六件が追加提案され、それぞれ原案可決されました。

△ 第八日(十二月九日)前に

引き続き一般質問を実施。追加

議案七件が提案され、提案理由の説明を実施した後、関係委員

会にその審査を付託。

△ 第七日(十二月八日)通告順

により一般質問を実施。

△ 第九日(十二月十日)前日に

引き続き一般質問を実施。追加

議案七件が提案され、提案理由の説明を実施した後、関係委員

会にその審査を付託。

△ 第六日(十二月七日)まで本会議

休会。

△ 第五日(十二月五日)から第

四日(十二月六日)までの間と決

定された。

△ 第四日(十二月五日)から第

三日(十二月六日)までの間と決

定された。

△ 第二日(十二月三日)から第

一日(十二月四日)までの間と決

定された。

△ 第一日(十二月一日)から第

二日(十二月二日)までの間と決

定された。

△ 第二日(十二月二日)から第

三日(十二月三日)までの間と決

定された。

△ 第三日(十二月三日)から第

四日(十二月四日)までの間と決

定された。

△ 第四日(十二月四日)から第

五日(十二月五日)までの間と決

定された。

△ 第五日(十二月五日)から第

六日(十二月六日)までの間と決

定された。

△ 第六日(十二月六日)から第

七日(十二月七日)までの間と決

定された。

△ 第七日(十二月七日)から第

八日(十二月八日)までの間と決

定された。

△ 第八日(十二月八日)から第

九日(十二月九日)までの間と決

定された。

△ 第九日(十二月九日)から第

十日(十二月十日)までの間と決

定された。

△ 第十日(十二月十日)から第

十一日(十二月十一日)までの間と決

定された。

△ 第十一日(十二月十一日)から第

十二日(十二月十二日)までの間と決

定された。

△ 第十二日(十二月十二日)から第

十三日(十二月十四日)までの間と決

定された。

△ 第十三日(十二月十四日)から第

十四日(十二月十五日)までの間と決

定された。

△ 第十四日(十二月十五日)から第

十五日(十二月十六日)までの間と決

定された。

△ 第十五日(十二月十六日)から第

十六日(十二月十七日)までの間と決

定された。

△ 第十六日(十二月十七日)から第

十七日(十二月十八日)までの間と決

定された。

△ 第十七日(十二月十八日)から第

十八日(十二月十九日)までの間と決

定された。

△ 第十八日(十二月十九日)から第

十九日(十二月二十日)までの間と決

定された。

△ 第十九日(十二月二十日)から第

二十日(十二月二十一日)までの間と決

定された。

△ 第二十日(十二月二十一日)から第

二十一日(十二月二十二日)までの間と決

定された。

△ 第二十一日(十二月二十二日)から第

二十二日(十二月二十三日)までの間と決

定された。

△ 第二十二日(十二月二十三日)から第

二十三日(十二月二十四日)までの間と決

定された。

△ 第二十三日(十二月二十四日)から第

二十四日(十二月二十五日)までの間と決

定された。

△ 第二十四日(十二月二十五日)から第

二十五日(十二月二十六日)までの間と決

定された。

△ 第二十五日(十二月二十六日)から第

二十六日(十二月二十七日)までの間と決

定された。

△ 第二十六日(十二月二十七日)から第

二十七日(十二月二十八日)までの間と決

定された。

△ 第二十七日(十二月二十八日)から第

二十八日(十二月二十九日)までの間と決

定された。

△ 第二十八日(十二月二十九日)から第

二十九日(十二月三十日)までの間と決

定された。

△ 第二十九日(十二月三十日)から第

三十日(十二月三十一日)までの間と決

